

# かながわ 10周年記念誌



Kanagawa  
V.S.C

特定非営利活動法人

神奈川被害者支援センター

### 表紙の花について

私たちは、センターに親しみを持っていただき、少しでも多くの人にその活動を理解してもらいたいと考え、センターのイメージと一致する花を「センターの花」にすることとしました。

センター設立の5月11日の花暦を調べたところ、『あなたと一緒に自然と心が安らぐ』との花言葉を持つ「ペチュニア」と出会い、このペチュニアが「神奈川被害者支援センターの花」となりました。

## 設立趣意書

犯罪や災害に遭遇した被害者及びその家族、遺族（以下、「被害者等」という。）は、生命、身体、財産上の被害だけでなく、被害後に生じる精神面や経済面での様々な問題に苦しめられるなどの二次的被害を受けているにもかかわらず、十分な支援が行われていませんでした。

近年、被害者等や被害者支援に携わる人達の活動により、被害者の実態や被害者支援の必要性が社会的に認識されるようになり、関係機関や団体による被害者支援が進んでいます。

しかし、被害者等の中には、心身の重い後遺症で苦しむ被害者や、一家の働き手を失い生活に窮する遺族、度重なる手術や治療費の負担に悩む家族、お互いを責めながら崩壊に向かう家族、あるいは公的機関に相談することへの抵抗感から孤立する被害者等がいることも事実であり、これら被害者等の多様化するニーズに的確に対応できる十分な社会的支援システムが構築されているとは言えません。

このような状況を補うため、今、全国各地で民間ボランティアによる被害者支援組織が設立されており、平成10年にはこれらの民間の被害者支援組織が「全国被害者支援ネットワーク」を結成して「犯罪被害者の権利」を宣言するなど、積極的な被害者支援が行われています。

そこで、被害者等の悲惨な状況を改善するための社会的支援システムを確立するとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復及び軽減に資することを目的とした『神奈川被害者支援センター』を設立するものです。

本設立趣意書は、神奈川被害者支援センター設立総会（平成13年5月11日）でセンターの被害者支援活動の基本理念を示すべく採択されたものです。

# 目 次

## 設立趣旨書

ごあいさつ	理事長 榊原 高尋	1
神奈川被害者支援センター創立 10 周年に寄せて	全国被害者支援ネットワーク理事長 山上 皓	2
I 祝 辞		3
	神奈川県知事 黒岩 祐治	
	神奈川県警察本部長 久我 英一	
II 10 周年を振り返って		5
	神奈川被害者支援センター 初代理事長 水木 初彦	
	神奈川県被害者支援連絡協議会 初代会長 繁多 進	
	横浜弁護士会 武内 大徳	
III 神奈川被害者支援センターの沿革		7
1 センターが出来るまで		
2 民間支援機関としての胎動・発展		
3 NPO法人格取得と国税庁長官認定団体の認可		
4 「犯罪被害者等早期援助団体」指定		
5 新たなる使命		
6 活動拠点の変遷		
IV 神奈川被害者支援センターの被害者等支援活動		
1 支援員の声 ～10 周年という節目に～		10
支援に携わって	前田 照子	
直接支援活動に従事して	寺田 富雄	
犯罪被害者支援に携わって	丸山 利美	
相談員のメッセージ	秋山 和代	
2 自助グループ支援に関して		
(自助グループ担当) 山田 美和子		12
3 相談・支援実績		13
4 支援の流れ (図)		15
V 神奈川被害者支援センターの新たな発展を目指して		16
付表：「犯罪被害者等支援に関する年表」		17
編集後記		19



## ごあいさつ

特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター

理事長 榊原 高 尋

神奈川被害者支援センターが設立総会を開いたのが、平成13年5月11日でした。本年度で満10年になりました。

この10年の間に全国被害者支援ネットワーク、神奈川県警察本部、神奈川県知事部局、横浜弁護士会、神奈川県臨床心理士会など、多くの関係団体のご指導とご協力をいただき歩み続けて参りました。電話相談から始め、直接支援、支援事務と業務も広がり、仕事の内容も次第に増えて組織も大きくなってきましたが、基本になっている人々はボランティアとして活動しているメンバーなのです。ご協力、ご指導をいただいた方々に感謝申し上げるとともに、活動を担っている皆さんのご苦勞にお礼いたします。

このような団体が活動を続けられたのは、日頃から維持会員、賛助会員として資金援助をしてくださっている個人、団体の方々、多額のご寄付を賜る諸団体のおかげであり、この書面を借りて御礼申し上げます。

このセンターの創立は、当時の神奈川県被害者支援連絡協議会会長 繁多進氏（現センター理事）、同副会長竹内医師、大河内弁護士、県警被害者対策室長（現支援室）の4氏で被害者支援活動の民間組織を建ち上げる必要を強く叫び、神奈川新聞社社長 水木初彦氏に理事長をお願いして、このセンターが誕生したのでした。

平成14年10月7日、特定非営利活動法人格を取得し、任意団体から法人組織になり、将来の発展の基礎がつくられました。平成19年6月21日、国税庁長官認定NPO法人となり、寄付をしてくださった法人および個人に税法上の優遇措置が認められる資格が得られました。平成20年3月26日、県公安委員会より犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、事件発生から早い時点で被害者のお役に立てるようになりました。

平成21年6月1日、神奈川県・県警察・当センターの三者が一体となりワンストップで被害者支援が可能となるようにと「かながわ犯罪被害者サポートステーション」がかながわ県民センター内に創られました。新しい試みに参加しております。

微力ではありますが、今後も被害者支援活動に邁進していく所存であります。ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



## 神奈川県被害者支援センター 創立10周年に寄せて

全国被害者支援ネットワーク

理事長 山 上 皓

神奈川県被害者支援センターの創立10周年を心よりお祝い申し上げます。

神奈川県被害者支援センターは全国被害者支援ネットワークにとって20番目の加盟団体ですが、近年の活動ぶりについては、全国的に注目されております。

平成16年に制定された犯罪被害者等基本法のもとで、犯罪被害者支援の活動は、国、地方公共団体および国民共通の責務と定められましたが、神奈川県は地方公共団体として率先して犯罪被害者等支援推進計画を策定し、かながわ犯罪被害者サポートステーションを設置するなど、施策の充実に努めてこられました。

犯罪被害者が直面する課題はさまざまで、かつ深刻な問題が多いことから、民間支援団体単独で出来ることには限りがあり、私たちが十分な支援ができたと言えるようなケースは決して多くはありません。神奈川では、サポートステーションを中心とする官民連携の活動のもとで、犯罪被害者の真のニーズに応える支援が実現できるようになってきたことと、そこで貴センターがきわめて重要な役割を果たしてこられたことを伺い、深く感銘を受けるとともに、このような支援の体制が全国のモデルとなってくれることを期待しております。

創立10周年を機に、貴センターの活動が一層充実したものとなり、神奈川県内の犯罪被害者の方々の心の支えとなり続けてくださることを、心より願っております。



# I. 祝 辞



神奈川県知事 黒岩 祐治

特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターの設立10周年を心からお喜び申し上げます。貴支援センターは、平成13年5月の設立以降、犯罪被害に遭われた方々に対する、民間支援団体ならではの迅速できめ細かな支援活動を通じ、本県の犯罪被害者等支援の推進に大きく貢献してこられました。

さらに、平成21年6月から、神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づく支援体制の要として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」において、県および県警察と一体となって犯罪被害者等への支援に取り組んでいただいています。歴代の理事長をはじめ役員、会員の皆様、またボランティアの皆様のご尽力に深く敬意を表しますとともに、厚くお礼申し上げます。

さて、私は知事として「いのち輝くマグネット神奈川」の実現を目指しています。それは、生きていてよかったと実感できる、行ってみたい、住んでみたいと思わせる神奈川を実現することです。

不幸にも犯罪の被害に遭われた方の日常生活の回復を支援することは、いったん失われた「いのちの輝き」を再び取り戻すための支援にほかなりません。

その意味で貴支援センターの取り組みは、「いのち輝く神奈川」の実現にとって欠かせないものであり、誠に心強く、ありがたく感じております。

今後とも、本県の犯罪被害者等支援の中核となって引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、このたびの設立10周年を契機とした、特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターのさらなるご発展と、会員の皆様のますますのご活躍をお祈り申し上げ、お祝いの言葉いたします。



神奈川県警察本部長 久我 英一

神奈川被害者支援センター発足10周年おめでとうございます。

平素から、被害者支援の中核を担うとともに社会全体の被害者支援意識の高揚にご尽力をいただき深く御礼申し上げます。

支援センターの業務は、平成13年5月、ボランティアによる週2回の電話相談から始まりました。翌年のNPO法人格取得以後、事業は拡大し、平成20年には犯罪被害者等早期援助団体として公安委員会の指定を受け、さらに、平成21年の全国に先駆けた神奈川県犯罪被害者等支援条例の制定により、かながわ犯罪被害者サポートステーションを拠点に県、県警を加えた体制で被害者の抱える心理、医療、福祉、刑事司法等様々な領域にわたるきめ細やかな支援が行われるようになりました。この被害者支援の充実ぶりは、この間の犯罪被害者等基本法等の関係法令の整備や全国的な支援制度の発展にもよりますが、10年という短期間に成し遂げられたのは、支援センター草創期からの地道な活動が結実したものと、深く敬意を表す次第であります。

現在、警察では、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けた諸対策を推進中であります。県内の刑法犯認知件数や交通事故の発生件数は、減少傾向にありますが、残念ながら強盗や強姦事件など凶悪事件の発生は後を絶たず、被害者支援の必要性は依然として高いものといえます。今後も、県、県警との三位一体による活動をお願い致しますとともに、神奈川被害者支援センターの今後益々の発展を祈念申し上げます。



## II. 10周年を振り返って



### 十年のあゆみ、こころから敬意

神奈川被害者支援センター

初代理事長 水木 初彦

創立10周年、心からお慶び申し上げます。

時のはやさと、そして、センターが軌道にのり、年ごとに充実してきていることへのよろこばしい思いがわいてきます。

振り返りますと、発足に際して理事長の役目をお受けしたのは、地元紙として地域のお役に立てればということと、もうひとつ、私自身若い頃記者として事件や事故を取材した体験から、センターの活動に関心と共鳴するものがあったからです。

参加してまず感じたのは、被害者へのサポートの体制がいつの間にかずいぶん進んでいたんだなという驚きでした。報道で事件現場をまわっていた40年前には、そのための公的制度も民間のNPO法人のような組織もほとんどなかったからです。

それにも増して打たれたのは、センターの各理事さんはじめメンバーのみなさんの熱意でした。弁護士、精神科医、臨床心理士、いのちの電話などのボランティア、さらにはお子さんを事故でなくし自身が被害者だった方……。さまざまな人たちが同じ目的のもとに話し合いを重ね、そして動く。すばらしいつどいです。私にとっても多くを教えられ、学ぶ場でした。

いま東日本大震災の惨禍を目の当たりにして、あらためて被害者支援の大切さを思います。

センターのみなさんのこれまでの歩みに敬意を申し上げ、今後一層の発展をお祈りします。



### 創立10周年を迎えて

神奈川県被害者支援連絡協議会

初代会長 繁多 進

10年前、神奈川県被害者支援連絡協議会の初代会長に就いていたため、当センターの設立に関わることになりました。神奈川県は連絡協議会の設立が全国でも最も遅い方でしたので、支援センターは少しでも早く設立したいという気持ちで、連絡協議会の事務局を担当している神奈川県警の被害者対策室（現支援室、以下同じ）の方々をはじめ連絡協議会のメンバーにもありましたので、急ぎ対策室と連絡協議会のメンバー数人で準備委員会を発足させました。私が準備委員長だったのかもしれませんが、実際に主導的役割を果たしたのは県警の対策室の熊澤室長、佐藤副室長をはじめとする対策室のメンバーです。

当時、東京など10以上の都県ですでに支援センターは立ち上がっていて、それらを参考にしながら準備を進めましたが、まず、支援センターの顔になる初代理事長を誰にお願いするかということで、

準備委員会が最適と考えてお願いした神奈川新聞の水木社長が快諾してくれたときは、本当に嬉しく思いました。運営資金と箱（事務所）の問題では苦労しましたが、神奈川県警全職員による200円カンパで事務所を借り、なんとか船出することができました。

あれからもう10年経ったのか、というよりもまだ10年しか経っていないのか、という思いの方が強いです。それほどにこの10年でセンターは大きく発展しました。榊原理事長をはじめとした多くの方々のご尽力の賜物だと思っています。



## 神奈川被害者支援センター10周年に寄せて

横浜弁護士会 武内 大徳

私は2007年に理事となりましたから、センター運営のお手伝いをさせてもらったのは、たったの4年にすぎません。設立以来、10年にわたってご尽力されてきた各位に心からの敬意を表します。

センターが設立された2001年は、我が国における被害者支援活動がまさに走り始めた年でした。2000年に導入された犯罪被害者の意見陳述制度は、被害者に公判へ出廷する機会を提供し、さらには支援者が付添同行する直接支援の途を大きく開きました。当センターの設立は、まさに当時の気運をとらえたものであったといえるでしょう。

そうして、センターの歩んできた10年は、被害者支援法制の激動期でもあります。2004年には犯罪被害者等基本法が成立し、2008年からは刑事裁判への被害者参加や損害賠償命令、国選被害者参加弁護士といった、まったく新しい制度が導入されました。この間、センターは着実に支援の成果を積んできましたし、今後もその必要性が減ずることはないと思われまます。

多くの方々に支えられ、センターは、神奈川の被害者支援活動にとって欠くことのできないピースへと育ってきました。「かながわ犯罪被害者サポートステーション」という活躍の場を得て、次の10年、センターがますます飛躍していくことを祈念しています。

みなさん、10周年おめでとう。これからも、お互いががんばっていきましょう。

# Ⅲ. 神奈川被害者支援センターの沿革

## 1 センターが出来るまで

平成8年2月1日に警察庁から通達された「被害者対策要綱」によって、全国の警察本部内に犯罪被害者等の支援を行う部署の設置が指示されたことに伴い、神奈川県警察では、平成8年3月27日付けで警察本部内に犯罪被害者対策班を設置したほか、社会全体で総合的な被害者支援を行うことの必要性から、平成10年12月24日に関係機関・団体による「神奈川県被害者支援連絡協議会」が設置され、官民一体となった被害者支援活動が推進されるようになりました。

平成11年11月に開催された同協議会の定期総会において「民間被害者支援組織の必要性」が提案・了承され、平成12年12月20日には民間支援センターの設立準備委員会を設置、その実現に向けて動き出しました。



設立総会

## 2 民間支援機関としての胎動・発展 (神奈川被害者支援センターの設立)

設立に奔走した関係者は、様々な課題と困難を克服し、平成13年5月11日「神奈川被害者支援センター」設立総会を開催するに至りました。

初代会長の任を快く受けていただいた水木初彦神奈川新聞社社長(当時)の下、運営委員(臨床心理士、弁護士等の専門家から構成)15名、ボランティア相談員32名からなる全国20番目の民間被害者支援団体として、電話相談(週2回)、面接相談を中心とした支援と、広報啓発・研修養成等の活動を開始しました。



センターが産声を上げた本町中央ビル

### 3 NPO法人格取得と国税庁長官認定団体の認可

当センターは、平成14年10月7日にNPO法人格を取得し「特定非営利活動法人神奈川被害者支援センター」となり、これにより改正犯罪被害者等給付金支給法で規定する「犯罪被害者等早期援助団体」の申請に必要な法人格を取得しました。

また、平成14年から平成18年までの5年間、神奈川県から協働事業負担金として「かながわボランティア活動推進基金21」（神奈川県警との協働事業）の交付を受けて財政基盤を強固にし、被害者等の支援活動を活発に行いました。

さらに、当センターの活動は、会費・寄付金の収入によって支えられていますが、より

多くの方々が当センターの活動への理解を深め、また、浄財を通じて被害者等の支援に関与できるようにするため、国税庁長官に対して寄付控除の優遇を受けることのできる認定団体の申請を行った結果、平成19年6月21日付けで「認定特定非営利活動法人」の認定を受けるに至りました。



松沢県知事(当時)視察

### 4 「犯罪被害者等早期援助団体」指定

当センターは、平成20年3月26日、神奈川県公安委員会より悲願でもありました犯罪被害者等給付金支給法に定める「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました。



指定交付式

これにより、当センターは、より信頼性のある民間の被害者支援団体として確固たる地位を得、警察から被害者等に関する情報の提供を受けることで被害者等に対する早期の支援が可能となるなど、その支援活動の場を広げるとともに支援内容を充実させることとなりました。

## 5 新たなる使命（「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の誕生）

平成21年4月1日に施行された「神奈川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、同年6月1日付けで横浜駅西口にあるかながわ県民センター14階に「かながわ犯罪被害者サポートステーション」が設置され、当センターは、神奈川県、神奈川県警察と共に三位一体となって被害者支援にあたることとなりました。その結果、被害者等を中心に関係機関・団体が相互に連携して情報を共有し、被害者等のニーズに応じた支援をチームとして支えることのできる、より進化した「神奈川方式」ともいべき独自の支援体制を構築するに至りました。

以上のように、設立以来、関係機関・諸団体との連携の下、被害者等支援に地道に取り組み、また、民間の被害者支援団体として認定される諸要件を備えつつ、ここに設立10周年を迎えることとなりました。



サポートステーション・面接室



かながわ犯罪被害者サポートステーション

## 6 活動拠点の変遷

当センターは、平成13年5月の設立当初、横浜市中区本町の本町中央ビル（2階）に事務所を置きました。その後、平成16年7月8日に東部ヨコハマビル地下1階（横浜市神奈川区栄町）に移転、さらに、平成19年11月1日には神奈川県青少年課神之木台分館内

（横浜市神奈川区神之木台）に、そして平成21年6月1日には「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の設置に伴ってかながわ県民センター14階（横浜市神奈川区鶴屋町）にと、その活動の場を移してきました。

# IV. 神奈川被害者支援センターの被害者等支援活動

## 1 支援員の声 ～10周年という節目に～

### 「支援に携わって」

前田 照子

「はい、こちらは神奈川被害者支援センターです。」電話のコール音に鼓動の高まりを感じながら受話器を取ったのは平成13年のことで、それは、関内駅近くの、小さな一室の窓際からのスタートでした。あれから10年。当センターが、これまで幾多の険しかった道乗り越え、被害者の方々の支援活動を続けてこられたことに思いを

馳せる時、感慨深いものがあります。今日まで私が仕事の傍らボランティアで支援員を続けてこられたのは、心身ともに深い傷を刻み込まれ不安と孤立感の中にいられた被害者の方が、勇気を出して電話を掛けてくださったからであり、「……話を聴いて頂けてよかったです。なんだか心が軽くなりました」とおっしゃってくださる方に出会えたからだと思います。

これまで数々の研修や裁判の傍聴等の実体験を積ませていただき、被害者の悲惨な現状や、支援の手の重要性を身にしみて感じました。支援は支援者がどこまで自分の問題として被害を受け止められるかにかかってくるものだと思います。相談を通して、被害を受けた方の〈悲しみを悲しめる力〉を、痛みを乗り越えて〈生きていける力〉に変えていくお手伝いをさせていただいていることは、本当に有難いことだと思っています。

今後も、これまでの経験を生かし、〈主役は被害者〉を常に念頭におき支援の原点を見失うことなく、被害者の人間としての尊厳を守り、心に寄り添った支援のため、微力ながら受話器を握り続けたいと思っています。最後に、平成21年に発足した、県・県警と当センターの三位一体の取り組みがますます充実、発展することを願って止みません。

### 「直接支援活動に従事して」

寺田 富雄

直接支援員として、主にご遺族等の裁判傍聴付添い支援を行っています。法廷は狭いですから、どうしても加害者と視線が合ってしまいます。その視線を避けて顔を伏せていたご遺族が、公判を重ねるごとに次第に姿勢を取り戻して加害者をしっかりと見据え、心の底からの反省を求める視線を投げ返す力を得るようになります。そ

して意見陳述等の場を選択する決心にも寄り添って被害者が陳述を無事に終えたときに、「これで私に課せられた役目は果たせました」と新たな生活の場に向かって立ち上がったお姿を見ることは、大きな喜びの共有です。

しかしながら、まだ課題は残されています。一例ですが、被害者の遺児二人を養育している祖母から、公判傍聴後の懇談時にお話がありました。「孫からせがまれていた水族館に先日ようやく行けました。当日娘の友人が同行してくれまして、案の定帰宅時に眠り込んでしまった孫を背負ってくれました。あのご助力が無ければ孫との約束は果たせなかったでしょう」と。これは些細な例ですが、被害者にとって掛替えの無い平穏な生活を取り戻すことを心ある方々の存在に頼るだけでなく、被害者のための行政の組織の力に地域の和の力を組み合わせた、しなやかで温かい多様な支援の仕組造りが、今後益々必要になってくると考えています。

## 「犯罪被害者支援に携わって」

丸山利美

犯罪被害者ご遺族の方々の体験をお聴きする機会がありました。突然の理不尽な出来事に何故巻き込まれなくてはならないのかと思うと怒りがこみ上げてくるのと同時に涙が溢れてなりませんでした。

被害者やご家族・ご遺族の方は身体だけでなく、こころにも強く影響を受け苦しみ・つらい気持ちなど多くの困

難と一生向き合って生きなければならないと考えると胸が詰まります。

また、被害者やご家族・ご遺族の方々は事件・事故以前の生活に少しでも近づこうと長い時間をかけて懸命に努力をされています。しかしながら現在の社会では被害を受けた方々の抱える困難が十分に理解されているとはいえないと思われま

す。このような中で、私たち支援員は被害者等の方々に信頼され、適切で効果的な支援を提供できるよう警察と県行政と一体となって活動をしています。被害者等の方々が多くの困難と対峙し生活するときに僅かでもその負担を軽減するお力になることができると願っています。

## 「相談員のメッセージ」

秋山和代

私が神奈川被害者支援センターに関わるようになったのは平成22年の春からで、約1年余りが経過しました。その間支援についての初・中・上級の研修を受け、その後電話相談の陪席研修を経て、今に至っています。

研修の中では「聞く・聴く・訊く」の言葉の意味の違いや、相談員に求められる「相手に心を添わせて聴く」、「共感と受容」という言葉が印象に残っています。この言葉は忘れないようにいつも自分に言い聞かせたいと考えています。

一口に犯罪被害といっても様々で暴力犯罪、交通事故、性被害など内容は違います。被害に遭われた方の電話相談は多くは受けていませんが、被害者の方は体を小さくし、どうしたらいいのか判らず、人には知られたくないという気持ちが伝わってきました。それでもお話の終わる頃に声が少し軽くなったり、ホッとした感じが伝わった時は私も嬉しい思いになります。

被害者支援センターでは、性被害にあわれた方からの電話相談（ハートライン神奈川）も受けることになりました。表に出てこない人達の声をお聴き、一緒に出来ることを考えていきたいと思



## 2 自助グループ支援に関して …… 理事（自助グループ担当）山田 美和子

支援センター設立当初から自助グループの活動の重要性を指摘されながらも、2年間の準備期間を経て、平成15年11月に自助グループがスタートしました。活動を開始して8年になります。

一本の電話相談から、強盗被害にあわれた家族が面接相談を受け、「子どものためにできることは何か」に取り組みたいとのご要望があり、同様な被害体験者に連絡し、臨床心理士の繁多進先生にご同席いただき開始しました。翌年4月には、交通事故被害者遺族・家族・本人の会が立ち上がり、現在も継続活動中です。

神奈川被害者支援センターでは、自助グループに対し、安全な活動の場を提供し、被害者の皆さんが自分たちで活動していかれるようになるまで支援しています。そこに集う被害者同士によって話し合い運営していく。自ら、お互いを支えあい、認めあい、分かちあう。その三つのであいを大切にしながら、1ヶ月に1度、その場に行く誰かがいる。安心して時間を共有し、泣いたり笑ったり怒ったりしながら、自由な空間になって欲しいと願い、旧体制の運営委員会・専門委員会で協議しながら、元専門委員の池本優理子さんと企画立案したものです。

故堤邦彦精神科医（平成17年12月逝去）のご指導のもと、取り組んできた性被害のグループは、第1日曜日に、2年間クロズド（関係者のみ）で実施してきました。被害を受けた場や住まいの近隣には住めず、実家に帰郷した方やアパートを引き払い会社の寮に入寮した方、また、異動願いが受理され、転勤した方もいて転勤先の他のセンターにご紹介した方もいました。しかし、どなたも3～6回の短期活用で、長期利用者はいませんでした。いずれも電話相談、面接、裁判付き添い、裁判傍聴の支援を経て自助グループを希望されました。特に病院の相談室の医療ソーシャルワーカーさんには、沢山の援助をお願いし協力していただきましたことを、この場を借りて改めてご報告するとともに、自助グループ活動を支えてくださいました外部団体の皆様に、心より感謝申し上げます。

ます。

平成16年4月からは、交通事故被害者遺族・家族・本人の会を毎月第4木曜日に実施し、被害者代表を田中芳子さんが担ってくださり、外部団体との連絡、各種行事への参加と積極的に活動していただきました。当センターの移転、新グループの立ち上げを契機に、外部会場を借りず活動ができるようになったものの、JR京浜東北線新子安駅・JR横浜線大口駅から徒歩20分と遠く、また、坂道が大変であるため、5年で一区切りとし、解散か、卒業か、継続かと半年かけて話し合いました。ジュピターを解散してもよいとの声も上がりましたが、軌道に乗った活動を続けているのだから被害者のために継続をと、後藤輝昭前々所長の働きかけもあり、新旧一本化し新体制に活動をゆだねることになり、今までのメンバーは、不定期な会合に切り替え、お花見や観劇等にかえ親睦会に移行し卒業となったのです。



その後、曾我喜美子・元事業局長を中心に、新グループ立ち上げのための研修会の充実、被害者メンバーも支援者の養成に一翼を担うようにと、調査・研究・講義も実施しました。

平成21年4月からは組織体制の見直しもあり新たなメンバーで活動を続け、被害者代表を田中芳子さんから高森節子さんにバトンタッチし、被害者交流定例会を第4土曜日に変更したのです。

新体制になったことで、被害者の参加が少なくなり、戸惑いの声もありましたが、後に続く被害者のために、今できること、特に「被害者の現状と、求める支援は何か」を伝えてみたいと、被害者自ら講演・講話をしてくださる方もおり、依頼があれば県内・県外を問わず・可能な限り出向いてく

ださるなどの積極的な変化がありました。

また、特筆したいのは、参加被害者を担当された弁護士自ら自助グループに複数回参加し、被害者の声に耳を傾け、他の被害者の無料相談も実施して下さっていることです。参加者からも被害者が被害体験を繰り返し話すことについて「話すことで苦しみや傷つくことも多くあるけれど、人の心の温かみを感じて欲しい。生きていても、事件のあったその日その時から、時間は止まっている。再び同様なことが繰り返されないためにも、身近なところからできることをしたい」との言葉を戴いていることです。

まだまだ、取り組み運営については、多くの課題もありますがお互いに指摘しあい、振り返ることで少しずつ内容の充実につながっています。現在の、被害者自ら運営している体制に変化できた

のはスタッフの陰の力と歴代の事務局長・所長の方々にお力添えをいただいたことも継続



した活動につながっています。

初代の事務局長代理梅崎英一氏は在職中に病気で亡くなりましたが、NPO法人申請についてご尽力くださり、後任の伊東義矩事務局長は事務職員の強化、補助金の運用等組織の基盤作りを行い、その後の後任の後藤紀世事務局長は、犯罪被害者等早期援助団体への申請をめざした相談員の研修と自助グループ運営の協力をいただきました。その後任の長一男事務局長は財政面と組織の定款、細則規定等の見直し、関係機関との連携の強化、自助グループ支援員の交通費の支給。その後任の後藤輝昭事務局長には、認定NPO法人の体制の見直しや活動の一本化の強化、県公安委員会指定団体での自助グループのあり方などのご指導もいただきました。船越融前所長には、「自助グル

ープの活性化が必要であり、被害者が中心になった活動をしていく」そのために講演・講話の場・財政面でのバックアップ、他団体への働きかけがありました。

この10年間、その時々において職員の皆様のお力添えがあつて、自助グループは成立してきました。活動会場の確保、起案、支払、報告など大変お手をかけてきました。お蔭様で、自助グループの交流定例研修会の内容も深まり、支援相談員の人材も充実しています。私自身支援者が二次被害を与えることなく、共に歩んでいきたいと願いつつ活動してきましたが、ともすると日々の業務に追われ配慮に欠いた側面もあり赤面の至りですが、関わってくださった被害者の皆様に育てていただいた10年でした。世間を震撼とさせる痛ましい事件や事故が連日のように報道され、その度に人や社会に対する恐怖心や不信感は増幅し、多くの方が願っている平和な国、優しい社会のあり方とは違う方向に向かう現状が残念でなりません。被害者の皆さんが中心となった自助グループで、日常生活が少しでも取り戻せ安心して暮らせる地域に根ざした被害者支援が、なお一層充実することを願い、辛い現実を抱えながらも声をあげてくださっているご遺族の皆様には心から敬意を表したいと思います。



最後になりましたが、神奈川県警察被害者支援室の皆様には、神奈川県協働事業（「かながわボランティア活動推進基金21」）としてだけではなく、沢山のご指導や励ましのお言葉を戴き様々な場面で、心のこもったご協力をいただいております。改めてこの場を借りて御礼申し上げます。有難うございました。

これからも、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の一翼を担っていけるように、努めたいと思います。

神奈川被害者支援センター自助グループ  
「ジュピター」被害者代表

平成17年4月～20年3月	被害者代表	田中 芳子
平成21年4月～23年3月	被害者代表	高森 節子
平成23年4月～現在	被害者代表	早川 穆典

### 3 相談・支援実績

#### 相談・支援件数

事業内容	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
電話開設日(10時~16時)	週2日 (水/土)	週2日 (水/土)	週3日 (月/水/土)	週3日 (月/水/土)	週3日 (月/水/土)	週3日(*1) (月/水/土)	週5日 (月~金)	週5日 (月~金)	週5日 (月~金)	週5日 (月~金)
電話相談受理数	162	208	296	333	294	329	361	293	290	316
面接相談 (*2)		10	25	25	29	44	40	13		
カウンセリング			9	16	48	45	30	21	65	96
付き添い支援		1		3	23	23	35	39	85	122
自助グループ支援(交流会)			4	26	28	23	12	12	12	12

(\*1)11月1日以降は事務所移転(神奈川県神奈川区神之本台)に伴い、週5日(月~金)に変更しています。

(\*2)平成20年度までは面接相談をセンター独自の事業、カウンセリングを県警からの委託事業としていましたが、平成21年度より県からの委託事業となったためカウンセリングのみとなりました。

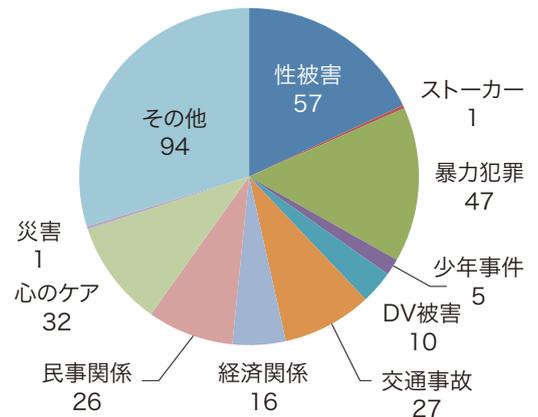
#### 電話相談内訳

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
性被害	40	37	40	53	60(3)
ストーカー	21	15	13	5	1
暴力犯罪	48	66	46	38	47
少年事件	6	14(1)	8	8	5
DV被害	13	14	6	9	10
交通事故	37	51	40	21	27
経済関係	18	20	32	21	16
民事関係	31	26	22	29(1)	27(1)
心のケア	*	25(2)	21	29	32
災害	0	0	0	0	1
その他	115	96	66(1)	78(1)	96(2)
合計	329	364(3)	294(1)	291(2)	322(6)

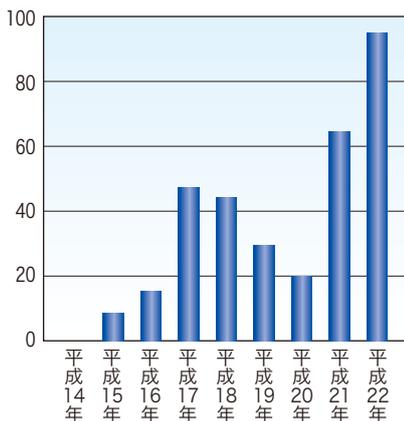
\*平成18年度は「心のケア」項目なし。

\*( )内はファックス件数。

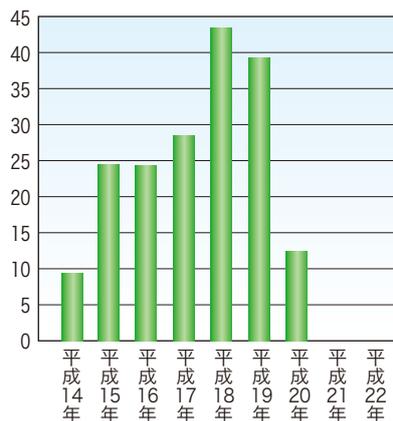
#### 平成22年度 電話相談内訳



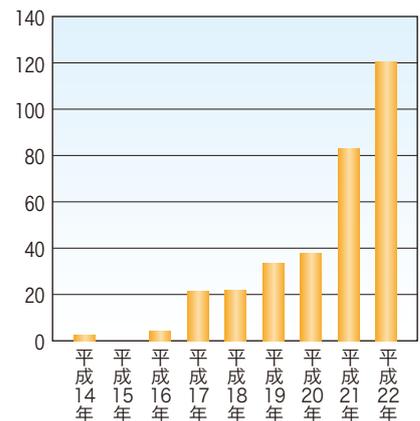
#### カウンセリング



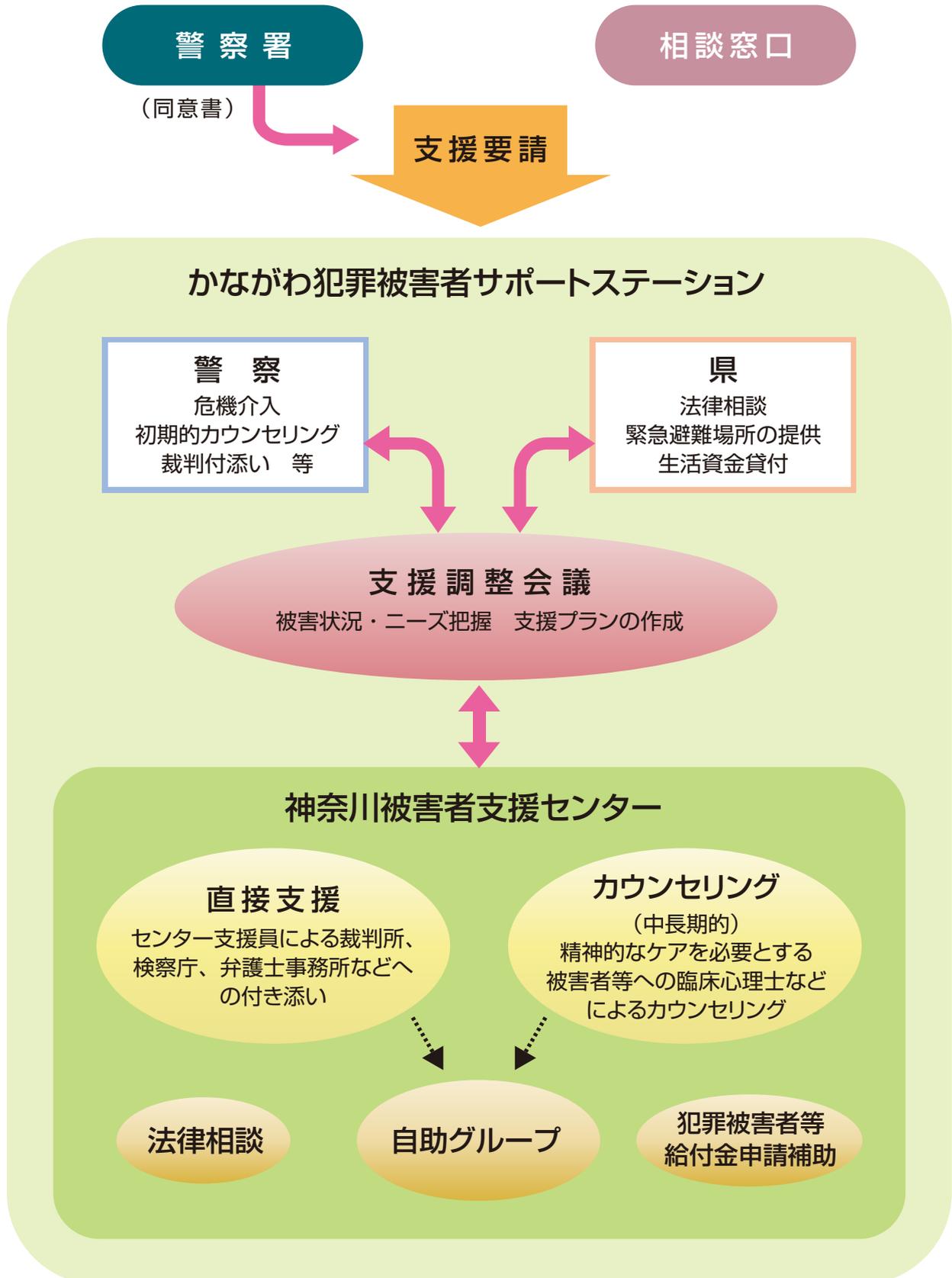
#### 面接相談



#### 付き添い支援



## 4 神奈川被害者支援センター 支援の流れ



## V. 神奈川被害者支援センターの新たな発展を目指して

当センターは、平成13年5月、神奈川県犯罪被害者支援連絡協議会に於いて、繁多進会長から民間による被害者支援組織の必要性が提言されたことを受け、神奈川県臨床心理士会、横浜弁護士会、神奈川県警察被害者対策室（現、被害者支援室）が中心となって設立されました。

支援活動は、臨床心理士の方々と公募したボランティアの方々によって電話相談と面接相談を中心に開始され、その後、犯罪被害に遭われた方々のニーズに応えるために当センターの自主的な活動として直接支援、自助グループ活動等の支援活動を継続・拡大してまいりました。

平成20年3月、神奈川県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けたことで、民間の被害者支援団体としての地位を確固たるものにするとともに、神奈川県警察や横浜弁護士会等と緊密な連携の下に「途切れのない支援」を合い言葉に支援活動を行ってまいりました。

当センターの支援活動は、平成21年4月1日に施行されました「神奈川県犯罪被害者等支援条例」によってその支援形態を大きく飛躍させることとなりました。同条例に基づいて神奈川県が設置した「かながわ犯罪被害者サポートステーション」の一員として、神奈川県、神奈川県警察と共に、三位一体となって犯罪等被害者の支援を行うために協力を要請されてこれに呼応し、三者が協働して対等の立場で被害者支援を行うことができました。

これにより、従来、当センターが被害者とともに歩み、培ってきた支援活動の形態は、かながわ犯罪被害者サポートステーションを基軸として、神奈川県、神奈川県警察、横浜弁護士会、横浜地方検察庁をはじめとする関係機関、団体と情報を共有し、被害者等を中

心に相互に連携、協力して被害者等のニーズに即応するチームとしての支援活動の形態を確立するに至り、被害者等のための支援という目的に応じた活動に軌道に乗せることができるようになりました。

しかしながら、未だ、性犯罪等の被害に遭いながら、羞恥心や恐怖等から被害の苦しみや辛さ、悲しさを心に秘めた方々が多く存在していることがうかがわれることから、平成23年度には全国に先駆け、相談電話業務の一環として性被害に遭われた方からの相談電話「ハートライン神奈川」を新たに設けて潜在化している被害者等の支援活動を強化することとなりました。

被害者支援は、初期的支援から中・長期に至るまで途切れることのない継続的な支援が必要です。犯罪被害に遭われた方々が一日でも早く社会との絆を取り戻すことができるよう、また地域住民の方々をはじめ関係機関・団体と連携・協力した支援活動を展開することにより、犯罪被害者等が、一日も早く元の平穏な生活状態に回復できますことを願い、今まで以上の誠意と熱意を持って支援活動を続けてまいりたいと思います。



これまで作製したリーフレット



感謝状  
(平成23年5月12日、  
神奈川県警察本部長)

# 犯罪被害者等支援に関する年表

年 度	センターに関わる事項	法 律・制 度
昭和41年 5月 2日		
昭和42年 6月 4日		
昭和49年 8月30日		
昭和52年 1月16日		
昭和54年		
昭和55年 5月 1日		「犯罪被害者等給付金支給法」公布
昭和56年 5月21日		財団法人犯罪被害者支援基金設立
昭和60年 8月26日 ～ 9月 7日		
平成 2年11月17日		
平成 3年10月 3日		
平成 3年10月 3日		
平成 7年 1月17日		
平成 7年 3月20日		
平成 8年 2月 1日	警察庁次長通達「被害者対策要綱」制定	
平成 8年 3月27日	神奈川県警察本部警務部警務課企画室に被害者対策班を設置	
平成 9年10月10日		
平成10年 5月 9日		
平成10年12月24日	「神奈川県被害者支援連絡協議会」設置	
平成11年 4月 1日		被害者通知制度（検察庁）
平成11年 5月15日		
平成11年 5月26日		児童買春、児童ポルノにかかる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律公布
平成11年11月	同協議会定期総会で「民間による被害者相談室の設置構想」を提案	
平成12年 1月23日		
平成12年 5月19日		犯罪被害者保護二法公布（刑事訴訟法・検察審査会法改正）
平成12年 5月24日		児童虐待の防止等に関する法律公布
平成12年12月 6日		少年法等の一部を改正する法律公布
平成12年12月20日	「設立準備委員会」設置	
平成13年 4月 6日		犯罪被害者等給付金支給法の一部改正
平成13年 5月11日	神奈川県被害者支援センター設立	
平成13年11月28日		危険運転致死傷罪の新設
平成14年 1月31日		犯罪被害者等早期援助団体に関する規制交付
平成14年 5月24日		
平成14年10月 7日	NPO法人格取得（特定非営利活動法人神奈川県被害者支援センター）	
平成15年10月 3日		
平成16年12月 8日		犯罪被害者等基本法成立
平成17年 4月 1日	「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」施行	
平成17年12月27日		犯罪被害者等基本計画閣議決定
平成18年10月		
平成18年11月21日		第1回犯罪被害者白書を国会に提出
平成18年11月25日		
平成19年 6月21日	国税庁長官より「認定特定非営利活動法人」の認定取得	
平成19年 6月27日		改正刑事訴訟法公布（被害者参加制度、損害賠償命令制度）
平成20年 3月26日	「犯罪被害者等早期援助団体」指定	
平成20年 6月11日		改正少年法成立
平成21年 4月 1日	「神奈川県犯罪被害者等支援条例」施行	
平成21年 6月 1日	「かながわ犯罪被害者サポートステーション」設置	
平成21年 5月21日		裁判員制度、検察審査会の変更
平成22年 4月27日		刑法改正、刑事訴訟法改正（殺人罪等12罪種の時効廃止）
平成23年 5月11日	センター設立10周年 性被害の相談電話「ハートライン神奈川」の設置	

（出所） 神奈川県被害者支援センター『ハートメッセージ 特集号』平成20年（2008年）。その他、関係機関・団体のウェブ・サイトより引用。



## 編集後記

神奈川被害者支援センターが、今こうして設立10周年の節目を迎えることができましたのは、被害者支援のために民間組織を立ち上げ、さらにその活動を軌道に乗せるためにご苦労された諸先輩、関係機関の方々の並々ならぬご尽力の賜物と思っております。センターの運営・活動に関わられた方々には、10年という歳月は短くもあり、また長い道程でもあったことでしょう。

我々は、これからのセンターの支援活動を行うにあたり、今まで積み上げてきた被害者支援活動をベースにして、さらに被害者のニーズに合致したきめ細かな支援の在り方が求められていることを念頭に置かなければなりません。

世の中から犯罪が、そして犯罪被害が少しでも減ることを願いつつも、我々は被害に遭われた方に寄り添いながら、社会全体で支え合うという支援体制の構築を目指して、支援活動をさらに前進させ、そして支援の輪を拡げることにも努力をして参ります。このことを支援活動に携わる一人一人が心に誓いながら、これからセンターの活動を支えて下さる方々に橋渡しできることを念じております。

(二村泰弘)

神奈川被害者支援センター「10周年記念誌」は、神奈川県遊技場協同組合・神奈川県福祉事業協会のご支援により作成されました。

## 神奈川被害者支援センター「10周年記念誌」

平成23年（2011年）8月 1日 発行

発行者 榊原 高尋  
特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター  
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2  
かながわ県民センター 14 階  
電話番号 045-328-3720  
<http://www.kanagawa-vsc.or.jp/>

本書に記載の文章などを複写(コピー)・複製(転載)をされる場合は事前にご連絡ください。

